

別紙1 強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプの概要(第2関係)

区分	事業内容及び交付対象経費	補助事業者	交付率	実施要件	実施期間	成果目標	重要な変更
強い農業づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ	本事業の交付対象経費は、以下に掲げる取組に必要な農業用機械等の取得又はリース導入(*1)に係る費用とし、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によってその金額が確認できるものとする。 (1) 農業者の行う農作業を代行する取組(受委託契約の下で作業を代行するものに限る。) (2) 農業者が使用する農業用機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組 (3) 作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組 (4) 農産物(生育途中のものを含む。)、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組 (5) 上記取組のうち、いずれか2種類以上を組み合わせたサービスを提供する取組	・農業支援サービス事業を新たに始める事業者又は新たな農業支援サービス事業の展開を行う既存の事業者であって、以下に定める者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 農業者 (4) 農業者の組織する団体 (5) 公社 (6) 土地改良区 (7) 事業協同組合連合会及び事業協同組合 (8) 民間事業者(*2) (9) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人 (10) 特認団体 (11) コンソーシアム(*3)	・1/2 (交付限度額1,500万円)	以下の要件を全て満たすこととする。 ・別表に掲げる農業支援サービス事業を新たに実施すること ・事務手続を適正かつ効率的に行うための体制が整備されていること	・1年間	・農業支援サービスの育成・普及に向けた成果目標は、(1)から(3)のいずれかを選択することとする (1) 事業実施主体の提供するサービスを活用する経営体数に係る目標 (2) 事業実施主体の提供するサービスを活用する農地面積に係る目標 (3) 事業実施主体の提供するサービスの売上に係る目標 ・成果目標の目標年度は事業実施年度の翌々年度とする	・事業実施主体の名称の変更 ・事業の中止又は廃止 ・事業費の30%を超える増又は交付金の増 ・事業費又は交付金の30%を超える減

- *1:農業用機械等をリース導入する場合、以下の要件を満たすものとする。
(1) 申請方式については、事業実施主体とリース事業者との共同申請を原則とする。この場合の交付金は、事業実施主体が共同申請者としたリース事業者へ支払うこととする。
(2) 農業用機械等のリース期間は、事業実施計画の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。
(3) リースによる導入に対する交付金(以下「リース料交付額」という。)については、次の算式によるものとする。
「リース料交付額」＝「リース物件購入価格(税抜き)」×交付率(1/2以内)
ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。
「リース料交付額」＝「リース物件購入価格(税抜き)」×(「リース期間」÷「法定耐用年数」)×交付率(1/2以内)
「リース料交付額」＝「リース物件購入価格(税抜き)」－「残存価格」×交付率(1/2以内)
(4) 農業用機械等のリース導入に対する交付金の交付を行う地方農政局長等は、本事業が適切に行われるよう、事業実施計画の審査においては、財務状況や過去の実績等の情報について共同申請者であるリース事業者へ照会するなど、配慮するものとする。
- *2:「民間事業者」は、農業支援サービス事業を新たに始める者又は新たな農業支援サービス事業の展開を行う既存事業者であるものとする。
- *3:「コンソーシアム」は次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
(1) 都道府県、市町村、農業関係機関(農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等)、民間事業者、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等により構成されていること。
(2) 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。
(3) 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約(以下「コンソーシアム規約」という。)が定められていること。
(4) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
(5) 各年度の事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

【交付対象基準】

- (1) 事業実施主体は、農業用機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業用機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス(AGMIRU「アグミル」)の活用等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。
- (2) 交付の対象となる農業用機械等は、動産総合保険等の保険(盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。)に確実に加入するものとする。
- (3) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業用機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)の期間内における本対策の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (4) 本体価格(複数の物品をまとめて使用する場合にあっては一式の価格)が50万円以上(税抜き)の農業用機械等(アタッチメントを含む。)であること。
- (5) 原則、新品であること。ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業用機械等(法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数(年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。))が2年以上の農業用機械等をいう。)も対象とすることができるものとする。
- (6) 農業用機械等を導入する場合、以下の要件を満たすものとする。
ア 交付対象は、農業支援サービス事業の取組に必要な農業用機械等に限るものとする。
イ 農業用機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
ウ 農業用機械等の導入を行った場合は、本要綱第24に定める財産管理台帳の写しを、地方農政局長等に対して提出するものとする。
地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業用機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。
- (7) 次に掲げる経費は、交付対象としない。
ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
イ 他の国庫補助金を受けた(又は受ける予定の)経費
ウ 本体価格が50万円未満(税抜き)の農業用機械等(アタッチメント含む。)の導入又はリース導入に係る経費
- (8) 農業用機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ(以下、「農機データ」という。)について、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本取組を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、Application Programming Interface(複数のアプリケーション等を接続(連携)するために必要な仕組み。以下、「API」という。)を自社のwebサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備しているものを選定すること。